【資料４】
滋賀県原子力安全対策連絡協議会
令和８年（2026 年）10 月 20 日

原子力安全協定の運用状況について

（令和８年 10 月 13 日時点）

令和7年度および令和8年度の原子力安全協定に基づく条文ごとの報告件数を表1に示す。

表1　令和7、8年度　安全協定に基づく報告件数

条文	令和７年度	令和８年度	備考
計画の報告（第２条）	２件	0 件	詳細は表２参照
廃止措置計画の事前説明（第２条の２）	１件	1 件	詳細は表３－１、表３－２を参照
輸送計画の事前連絡（第３条）	14 件	7 件	
平常時における連絡（第４条）	142 件	68 件	詳細は表４を参照
異常時における連絡（第５条）	11 件	8 件	詳細は表５－１、表５－２を参照
公衆への広報（第９条）	155 件	79 件	詳細は表６を参照
合計	325 件	163 件	

各報告の詳細を次表に示す。

表２　令和７年度　計画の報告（第２条）に基づく報告一覧

番号	事業者名	発電所名	報告日時	件名
1	関西電力株式会社	大飯発電所	R7.6.13	大飯発電所乾式貯蔵施設設置計画の変更連絡書
2	関西電力株式会社	大飯発電所	R7.11.18	大飯発電所３，４号機　使用済樹脂処理設備設置計画の連絡書について

表３－１　令和７年度　廃止措置計画の事前説明（第２条の２）に基づく報告一覧

番号	事業者名	発電所名	報告日時	件名
1	日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	R7.5.19	敦賀発電所１号機　廃止措置計画（工程）の変更について

表３－２　令和８年度　廃止措置計画の事前説明（第２条の２）に基づく報告一覧

番号	事業者名	発電所名	報告日時	件名
1	関西電力株式会社	大飯発電所 1,2 号機	R8.4.14	大飯発電所１,2 号機　廃止措置計画の変更認可申請について

表4　令和7、8年度　平常時における連絡（第４条）に基づく報告一覧

原子力事業者	発電所	令和７年度	令和８年度
関西電力株式会社	美浜発電所	28 件	13 件
	大飯発電所	28 件	13 件
	高浜発電所	16 件	7 件
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	40 件	19 件
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	もんじゅ	15 件	8 件
	ふげん	15 件	8 件

表５－１　令和７年度　異常時における連絡（第５条）に基づく報告一覧

番号	区分	発電所名	発生/終結日	件名
1	発生	美浜３号機	R7.5.27	美浜発電所 3 号機　炉内外核計装照合校正に伴う保安規定の運転上の制限の逸脱および復帰について
2	状況	美浜３号機	―	美浜発電所 3 号機　炉内外核計装照合校正に伴う保安規定の運転上の制限の逸脱および復帰について
3	終結	美浜３号機	R7.6.16	美浜発電所 3 号機　炉内外核計装照合校正に伴う保安規定の運転上の制限の逸脱および復帰について
4	発生	高浜４号機	R7.7.22	高浜発電所 4 号機　協力会社作業員の負傷について
5	発生	高浜４号機	R7.7.23	高浜発電所 4 号機　蒸気発生器伝熱管の損傷について
6	終結	高浜４号機	R7.7.28	高浜発電所 4 号機　協力会社作業員の負傷について
7	状況	高浜４号機	―	高浜発電所 4 号機　蒸気発生器伝熱管の損傷について
8	終結	高浜４号機	R7.10.19	高浜発電所 4 号機　蒸気発生器伝熱管の損傷について
9	発生	ふげん	R7.12.23	ホットカラム室内での水（トリチウム水を含む）の漏えいについて
10	状況	ふげん	―	ホットカラム室内での水（トリチウム水を含む）の漏えいについて
11	終結	ふげん	R8.2.13	ホットカラム室内での水（トリチウム水を含む）の漏えいについて

表５－２　令和８年度　異常時における連絡（第５条）に基づく報告一覧

番号	区分	発電所名	発生/終結日	件名
1	発生	美浜 3 号機	R8.5.8	美浜発電所３号機　高圧タービンからの主蒸気漏れに伴う原子炉手動停止について
2	状況	美浜 3 号機	―	美浜発電所３号機　高圧タービンからの主蒸気漏れに伴う原子炉手動停止について
3	状況	美浜 3 号機	―	美浜発電所３号機　高圧タービンからの主蒸気漏れに伴う原子炉手動停止について
4	発生／終結	美浜 3 号機	R8.7.22	美浜発電所 3 号機　協力作業員の負傷について
5	発生	大飯 3 号機	R8.8.9	大飯発電所３号機　「界磁喪失」警報発信に伴う発電機自動停止について
6	状況	大飯 3 号機	―	大飯発電所３号機　「界磁喪失」警報発信に伴う発電機自動停止について
7	発生	美浜 3 号機	R8.9.17	美浜発電所３号機　６Ａ高圧給水加熱器常用水位制御弁出口配管の空気抜き弁周辺からの水の滴下
8	状況	美浜 3 号機	―	美浜発電所３号機　６Ａ高圧給水加熱器常用水位制御弁出口配管の空気抜き弁周辺からの水の滴下

表6　令和7、8年度　公衆への広報（第９条）に基づく報告一覧

原子力事業者	発電所	令和７年度	令和８年度
関西電力株式会社	美浜・大飯・高浜	42 件	19 件
	美浜発電所	19 件	13 件
	大飯発電所	12 件	9 件
	高浜発電所	26 件	10 件
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	33 件	17 件
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	もんじゅ・ふげん	3 件	2 件
	もんじゅ	11 件	6 件
	ふげん	9 件	3 件

別紙

1　計画の報告（第２条）

第２条　丙は、発電所の新増設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。
２　第１項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べることができる。

2　廃止措置計画の事前説明（第２条の２）

第２条の２　丙は、原子炉施設の廃止措置を講じようとするときは、甲および乙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

3　輸送計画の事前連絡（第３条）

第３条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは乙に連絡しなければならない。

4　平常時における連絡（第４条）

第４条　丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。
(1)　発電所の新増設に係る建設工事の進捗状況
(2)　発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
(3)　環境放射能測定の調査報告
(4)　原子炉施設の廃止措置の状況（敦賀発電所、美浜発電所、ふげんのみ該当）

5　異常時における連絡（第５条）

※異常時発生時は、事業者からの連絡を受信後、規制事務所に状況を確認の上、市町へＦＡＸにて連絡

第５条　丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。
(1)　非常事態が発生したとき。
(2)　非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
(3)　不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
(4)　計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。
(5)　発電所に故障が発生したとき。
(6)　発電所敷地内において火災事故が発生したとき。

(7)　放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
(8)　放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
(9)　前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
(10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
(11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
(12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

6　公衆への広報（第９条）

第９条　丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。